

# 屋外広告物関係法令等について

三重県では屋外広告物法に基づき、屋外広告物条例を定め、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止の観点から、設置場所や大きさその他の規格について規制を行っています。

**広告物を設置する場合は、許可が必要です。**

次のような広告物を設置する場合は、許可が必要となります。(例示)

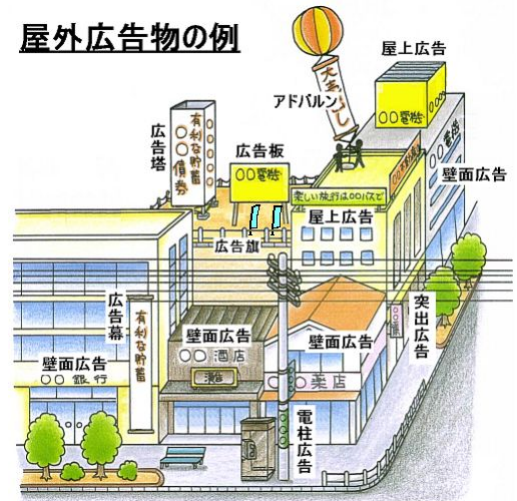
- 1 営業のために店舗や工場等の敷地内に設置する  
広告物

広告物の表示面積が1方向につき10㎡を超える場合は、許可が必要となります。  
複数の広告物を設置している場合は、合計した面積となります。

- 2 営業のために1以外の場所（道路の沿道等）に設置する広告物

大きさや規格にかかわらず、全ての広告物について、許可が必要となります。

屋外広告物の例



## 屋外広告物法（抜粋）

(目的)

第一条 この法律は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。

(広告物の表示等の禁止)

第三条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる地域又は場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。(各号、略)

- 2 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止することができる。(各号、略)

(広告物の表示等の制限)

第四条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置（前条の規定に基づく条例によりその表示又は設置が禁止されているものを除く。）について、都道府県知事の許可を受けなければならないとすることその他必要な制限をすることができる。

(広告物の表示の方法等の基準)

第五条 前条に規定するもののほか、都道府県は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、条例で、広告物(第三条の規定に基づく条例によりその表示が禁止されているものを除く。)の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準若しくは掲出物件(同条の規定に基づく条例によりその設置が禁止されているものを除く。)の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準を定めることができる。

### 三重県屋外広告物条例(抜粋)

(禁止地域等)

第三条 次の各号に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。(各号、略)

(禁止物件)

第四条 次の各号に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。(各号、略)

(許可地域等)

第五条 次の各号に掲げる地域又は場所(第三条第一項各号に掲げる地域又は場所を除く。)において広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより知事の許可を受けなければならない。(各号、略)

(広告物景観地区の指定)

第八条 知事は、良好な景観の形成及び風致の維持を積極的に推進するため、第三条第一項各号又は第五条第一項各号に規定する地域又は場所で、次に掲げる地域のうち、道路端から百メートルの範囲で知事が定める一定の区域を屋外広告物沿道景観地区(以下「広告物景観地区」という。)として指定することができる。

- 一 都市を代表する道路及びその沿道地域
  - 二 駅前広場に通ずる道路及びその沿道地域
  - 三 伝統的建造物群保存地区内の主要道路及びこれに通ずる道路並びにその沿道地域
  - 四 総合保養地域整備法(昭和六十二年法律第七十一号)第五条第二項第三号の規定により定められた重点整備地区内の主要道路及びこれに通ずる道路並びにその沿道地域
  - 五 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める道路及びその沿道地域
- 2 知事は、前項の規定による広告物景観地区を指定し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ関係市町長の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、第一項の規定による広告物景観地区を指定し、又はこれを変更したときは、その旨を告示するものとする。

長島屋外広告物沿道景観地区  
(県道水郷公園線・桑名市長島町)  
指定告示 H7.4.18  
施行 H9.4.8  
距離 約 8 km

岐阜県

滋賀県

愛知県

長島屋外広告物沿道景観地区

伊勢志摩屋外広告物沿道景観B地区(県道伊勢磯部線等:  
伊勢市)  
指定告示 H21.3.31  
施行 H21.4.1  
距離 約 6 km

京都府

伊勢

伊勢志摩屋外広告物沿道景観地区(国道167号:  
伊勢市、鳥羽市)  
指定告示 H2.9.14  
施行 H9.7.1  
距離 約 14 km

伊勢志摩屋外広告物沿道景観地区

奈良県

奥伊勢屋外広告物沿道景観地区  
(国道42号:多気町、大台町、大紀町)  
指定告示 H11.12.21  
施行 H12.3.21  
距離 約 39 km

国道311号屋外広告物沿道景観地区(国道311号:  
尾鷲市、熊野市、御浜町)  
指定告示 H23.3.25  
施行 H23.4.1  
距離 約 76 km

紀北屋外広告物

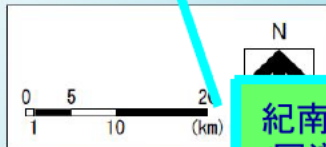
紀南屋外広告物沿道景観地区

紀北屋外広告物沿道景観地区  
(国道42号:紀北町、尾鷲市)  
指定告示 H13.3.21  
施行 H13.6.21  
距離 約 45 km

国道311号屋外広告物沿道景観地区

紀宝町

和歌山県



紀南屋外広告物沿道景観地区  
(国道42号:熊野市、御浜町、紀宝町)  
指定告示 H13.3.21  
施行 H13.6.21  
距離 約 41 km